

## 第1号被保険者の介護保険料（第8期：令和3年度～令和5年度）の設定について

### 1 第8期介護保険料の算出について

#### (1) 上昇要因（介護給付費の増加要因）

- ア 高齢化の進展による要介護認定者数の増加（増加率 +0.5%）
- イ 介護サービス基盤の整備（整備数 5事業所）
- ウ 介護報酬の改定【国】（改定率（全体） +0.67%（令和3年度 +0.7%））  
※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価が0.05%（令和3年9月末までの間）  
「感染症や災害への対応力強化」、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。

#### (2) 抑制要因（介護給付費の減少要因）

- ア 特定入所者介護（予防）サービス費（食費・居住費の補足給付）の改定（令和3年8月施行）【国】
  - （ア）利用者負担段階区分の細分化（自己負担限度額の引き上げ）
  - （イ）該当要件の見直し（預貯金等の資産額に係る上限額の引下げ）
- イ 高額介護（予防）サービス費の改定（令和3年8月施行）【国】  
利用者負担段階区分（高所得世帯（現役並み所得者））の細分化に伴う上限額の引上げ）

#### (3) 本市の対応

- ア 介護保険料率（所得段階別年額）の変更  
第4所得段階の保険料率：令和2年度（0.95）→ 令和3年度～（0.90）  
※令和元年度及び令和2年度に実施した低所得者への保険料軽減策を拡充
- イ 介護保険事業財政調整基金取崩金  
充用予定額：2億9500万円（保険料影響額：▲279円／月額）  
※令和2年度末（第7期末）基金残高（見込み） 4億6104万5009円

### 2 保険料基準額

月額6,163円（第7期基準額と同じ）

■介護保険料率（所得段階別）

第7期（平成30～令和2年度）				
所得段階	対象者		保険料調整率	保険料（年額）
第1段階	市県民税 非課税世帯	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	※軽減後 (0.25) 0.45	※軽減後 (18,500円) 33,300円
第2段階		・前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	※軽減後 (0.40) 0.65	※軽減後 (29,600円) 48,100円
第3段階		・前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	※軽減後 (0.65) 0.70	※軽減後 (48,100円) 51,800円
第4段階	市県民税 課税世帯で 本人が 市県民税 非課税	・前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	66,600円
			0.95	70,300円
第5段階 (基準額)		・前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.00	74,000円 (月額6,163円)
第6段階	本人が 市県民税 課税	・合計所得金額が125万円未満の方	1.20	88,800円
第7段階		・合計所得金額が 125万円以上190万円未満の方	1.25	92,500円
第8段階		・合計所得金額が 190万円以上250万円未満の方	1.55	114,700円
第9段階		・合計所得金額が 250万円以上290万円未満の方	1.85	136,900円
第10段階		・合計所得金額が 290万円以上400万円未満の方	1.90	140,600円
第11段階		・合計所得金額が 400万円以上700万円未満の方	1.95	144,300円
第12段階		・合計所得金額が700万円以上の方	2.00	148,000円

※軽減後：令和2年度の保険料調整率及び保険料（年額）を記載